



## 高齢者・福祉

### 後期高齢者医療制度保険料の仮徴収

**仮徴収期間**後期高齢者医療保険料を年金から天引き(特別徴収)で納める方は、年6回の年金支給月に保険料が天引きされます。年間保険料額は、毎年7月に市民税・都民税の所得内容を基に算定して決定します。そのため、年間保険料額が決定するまでは「仮徴収期間」として、同年2月と同額の保険料を、4月・6月・8月に納めることとなります。年間保険料額が決定した後は、「仮徴収期間」に納めた分との差額を、10月・12月・翌年2月の3回で納めることとなります。

**仮徴収額決定通知書の送付**4月から新たに保険料が年金天引きされる方へ、4月上旬に通知書を送付します。

**口座振替への変更**保険料の納付方法は、年金天引きが原則ですが、口座振替に限り納付方法を変更することができます。次の手続きに必要なものを持参の上、保険年金課窓口(市役所1階)でお手続きしてください。

**手続きに必要なもの**①後期高齢者医療資格確認書②口座番号が分かるもの(預金通帳など)または金融機関のキャッシュカード(暗証番号が必要)③通帳届出印 ※②・③は後期高齢者医療保険料の口座登録がない方のみ必要です。

☎保険年金課高齢者医療係 ☎042・470・7846

### 障害者青年教室「ひばり学級」学級生募集

障害のある青年層を対象に、スポーツや料理、校外見学など、日常生活や社会参加に役立つ学びを中心とした学級を開催します。

☎年11回(予定)。4月～9年3月の日曜日午前10時～正午(初回はボランティアのオリエンテーション)☎生涯学習センターを中心とした市内(1回程度、市外での見学の可能性あり)☎市内在住・在勤の16～30歳で障害があり、身の回りの事ができ、一人で活動場所へ通う事ができる方☎若干名☎実費負担あり☎他「ひばり学級」をお手伝いするボランティアを募集しています。詳細は問い合わせ先までご連絡ください☎3月16日(月)～30日(月)に電話で生涯学習課へ☎同課 ☎042・470・7784

### スマホ連続講座 参加者募集(毎週水曜・木曜日開催)

スマートフォンはインターネット検索や映像の閲覧、買い物、市LINE公式アカウントの利用などいろいろ使えるのに使わないのはもったいない。1度で覚えられない操作も10回連続で学べばそこそこ使えるようになりますよ!

☎全10回。時間はいずれも午前9時半～正午▼水曜コース=4月1日(水)以降の毎週水曜日▼木曜コース=4

月2日(水)以降の毎週木曜日☎中央町地区センター☎講義・個別相談(スマホに関する操作やアプリの使い方)ほか☎60歳以上の方☎各コース先着14人程度☎鈴木雄大氏(くるすまスマホ総合相談所代表)ほか☎7,000円(10回分)☎スマートフォン※お持ちでない場合購入の助言をします。☎申し込みが5人以下の場合開催を中止する場合あり☎主催は市社会福祉協議会☎3月19日(水)午後1時から氏名・住所・電話番号・年齢を市社会福祉協議会地区センター担当へ電話で連絡を☎同担当 ☎042・479・5550(火曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)

### 認知症介護者家族会

認知症のある方を介護するご家族の方、一人で介護の悩みをかかえていますか。日々のことや心配ごとなど、気軽に話し、ほっとできる場所として開催しています。4月は東部地域包括支援センター主催です(5月は中部・西部地域包括支援センターで開催します)。

**対象地域**上の原・神宝町・金山町・氷川台・大門町・東本町・新川町・浅間町・小山☎4月21日(火)午後1時15分～2時半(要事前申し込み)☎東部地域センター会議室2☎東部地域包括支援センター ☎042・428・7788または☎042・473・9996へ

### さいわい福祉センター「ホッとサロン」

さいわい福祉センターでは原則第4木曜日の午後にホッとできる場を提供しています。目が見えない・見えにくい人同士で自由に情報交換したり、日頃考えていることなど話してみませんか。

☎原則第4木曜日午後1時半～3時(要予約)☎さいわい福祉センター1階ホール☎市内在住で視覚障害がある方と関係者☎☎電話で同センター ☎042・477・2711へ(平日午前9時～午後5時)

## ごみ・住環境

### 3月20日(金・祝)のごみ収集

3月20日は祝日ですが、平日と同様に収集します。

ごみと資源物は、決められた収集日の当日、午前8時半までに出してください。小型廃家電類を除く全品目が戸別収集です。ごみ収集日や分別などのごみ出しルールは市☎で確認ください。

☎ごみ対策課 ☎042・473・2117(粗大ごみの申し込みは☎042・473・2118またはインターネットで)

### 防犯灯の維持管理費に補助金を交付します

市では、補助対象となる防犯灯や装飾灯を管理している自治会、管理組合および商店会に対し、7年度下

半期(7年10月1日～8年3月31日)にかかった費用(電気料金・器具取替経費)の補助金を交付します。

なお、過去に補助金の申請をしている自治会、管理組合および商店会については、3月中に案内の通知文を送付する予定です。

☎4月17日(金)までに必要書類を管理課道路・河川施設担当(市役所5階)へ持参または申請フォームで☎同担当 ☎042・470・7767



申請フォーム

### デマンド型交通「くるぶー」のご案内

東久留米市デマンド型交通「くるぶー」は、利用登録した方の乗車予定に沿って、自宅と乗降場間、または乗降場同士を運行する乗合型で、事前予約型の地域公共交通です。乗合型のため、同じ時間帯に申し込みが重なった場合は、複数の方が同乗し、それぞれの目的地まで順次運行します。

☎市内在住で次のいずれかに該当する方▼70歳以上▼運転免許証を返納された65歳以上▼妊婦▼0歳～5歳児(就学前の6歳児含む) ※利用登録者の介助者・保護者・同一世帯の方も同乗できます。詳細は、市☎をご覧ください。☎▼登録料=無料▼利用料金=1人1回500円(同乗者を含めた2人以上での利用は1人1回300円。小学生以下は無料)☎運行日時 平日午前9時(利用者出発)～午後5時(利用者到着)☎利用登録申請書に必要事項を記入の上、次のいずれかの方法で提出①道路計画課(市役所5階)窓口②郵送(〒203-8555、市役所道路計画課宛)③FAX(042・470・7809)④市☎の申請フォーム☎同課道路交通計画係 ☎042・470・7768



市☎



申請フォーム

## お知らせ

### 市の計画を策定しました

いずれも計画の内容は、市☎をご覧ください。

■東久留米市第三次環境基本計画 環境基本計画は、環境基本条例に基づいて策定される市の環境関連計画の最上位のもので、近年の地球温暖化による気候変動への対策として、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の大方針を含めて策定しています。

計画の期間は8年度～14年度の7年間で、市民・事業者・行政が一体となって、「水と緑を育み、地球環境と調和した暮らしをみんなで創るまち」の実現を目指して、ともに取り組んでいきます。

☎環境政策課計画調整係 ☎042・470・7753



市☎

### 東久留米市下水道事業経営戦略-2026-

下水道事業経営戦略は中・長期的な視野に基づく下水道事業経営の基本計画です。このたび、パブリックコメントを経て、8年度から10年間を計画期間とする「東久留米市下水道事業経営戦略-2026-」を策定しました。

☎施設建設課下水道計画担当 ☎042・470・7758



市☎

### 夕焼けチャイムの時間が変わります

4月1日(水)から、夕焼けチャイムの放送時間が午後4時20分から5時20分になります。

☎防災防犯課 ☎042・470・7769

### 乳幼児健康診査に従事する保健師の募集

**任用期間**4月9日～9年3月31日 **勤務時間**週1回程度。木曜日午前10時～午後5時頃 **勤務場所**健康課(わくわく健康プラザ内) **応募資格**保健師の方 **募集人数**若干名 **報酬**1勤務あたり11,200円(交通費込み)☎3月31日(火)までに、事前連絡の上、履歴書・資格証の写しを健康課保健サービス係まで持参を。提出書類は返却しません☎同係 ☎042・477・0022



市☎

### 小・中学校特別教室を開放しています

市民のサークル活動や文化・芸術などの生涯学習活動の場として、市内小・中学校の一部の教室を開放しています。なお、使用には団体登録が必要です。

**開放教室**下表の通り **登録対象団体**5人以上で、半数以上が市内在住・在勤・在学の方で組織する、営利・特定の政治または宗教を目的としない社会教育関係団体 **使用料免除**団体登録の受付生涯学習課(市役所6階)で随時受け付け。団体の規約または会則および名簿をお持ちください。なお、団体登録後に直接利用する学校での手続きが必要です **☎生涯学習課生涯学習係 ☎042・470・7784**



市☎

表 開放教室一覧

学校名	開放教室	定員	机・椅子の有無
第一小学校	第2音楽室	40人	有
第三小学校	プレイルーム	50人	無
第九小学校	視聴覚室	40人	無
神宝小学校	なのはな学級スマイルルーム	20人	有
	家庭教室	40人	有
久留米中学校	会議室	40人	有
	多目的室	100人	有
東中学校	図書室	40人	有
西中学校	図書室	40人	有
南中学校	茶道室	30人	無
大門中学校	図書室	40人	有
下里中学校	図書室	40人	有
中央中学校	図書室	40人	有







後払い決済サービスのトラブル

Q. インターネット通販で美容液を購入し、支払いはコンビニ後払いを選んだ。1回だけのつもりで申し込んだが、2回目を送られてきて、3回の定期購入だと言われた。納得できなかったので、販売店の承諾なく送り返し、支払わないで放置したところ、弁護士事務所から督促状が届いた。どうすればよいのか？

A. コンビニ後払いは後払い決済サービスと言います。後払い決済サービスはクレジットカード情報等を入力する必要がなく、商品が届いた後で支払うことができるので、ネット通販での利用が増えています。この取引は消費者・販売店・後払い決済サービス事業者の三者の契約関係の中で決済が行われます。後払い決済事業者は販売

店に商品代金を立て替え払いしているケースが多いですが、債権譲渡している場合もあります。消費者の中には三者の取引だという認識が欠けている人が多いようです。相談のケースのように商品を販売店に一方的に送り返しても後払い決済サービス事業者からの請求は止まりません。放置すると債権回収を委任された弁護士事務所から督促状が届くこととなります。解決するには弁護士事務所と後払い決済サービス事業者に連絡するとともに、販売店と交渉して和解し、請求を取り下げてもらう必要があります。交渉しても販売店が請求を取り下げるとは限りません。トラブルを避けるため、契約前に最終確認画面をよく確認し、スクリーンショットを撮る習慣をつけましょう。

《消費者相談》まずは電話で相談を  
●平日の午前10時～正午、午後1時～4時＝市消費者センター☎042・473・4505  
●平日および土曜・日曜日、祝日の午前10時～午後4時(年末年始を除く)＝消費者ホットライン☎188

多摩六都科学館 Tamarokuto Science Center

春の企画展「石のイロイロ」

「石」っていったい何なのでしょう？岩石と鉱物の違いや、誕生石や隕石、身近なところにある岩石を紹介します。

4月3日(金)～5日(日)は「火星隕石」の展示も行います。  
☎3月20日(金・祝)～4月5日(日)午前9時半～午後5時 多摩六都科学館(西東京市芝久保町5-10-64) 入館券520円(4歳～高校生210円) ☎3月23日(月)は休館 当日開場で(自由参加) 同館 ☎042・469・6100



休日・準夜間診療

保険資格が確認できるものをご持参ください(資格確認ができないと自費診療になります) 受診時は必ず事前に電話でご連絡ください。

休日診療(日曜日と祝日の午前9時～正午および午後1時～4時半)

※混雑状況により受付時間が変更になる場合があります。

内科・小児科※薬の処方最低限の日数です。

- 3月15日＝休日医科診療所 (滝山4-3-14(わくわく健康プラザ内)、☎042・473・3663)
- 3月20日＝いくせ医院(新川町1-4-18、☎042・471・2304)
- 3月22日＝東久留米ひがき内科クリニック (本町1-13-1-101、☎042・420・6678)
- 3月29日＝はぎわらクリニック (上の原1-4-11-103、☎042・471・2628)

歯科

- 3月15日・20日・22日・29日＝休日歯科診療所 (滝山4-3-14(わくわく健康プラザ内)、☎042・474・5152)

休日準夜間診療医療機関(診療科目・時間などは当日事前にご確認ください)

- 3月15日・22日＝前田病院(中央町5-13-34、☎042・473・2133)
- 3月20日・29日＝滝山病院(滝山4-1-18、☎042・473・3311)

平日準夜間小児初期救急診療

- 月曜・水曜・木曜・金曜日(午後7時半～10時半、受付は10時20分まで)＝佐々総合病院(西東京市田無町4-24-15、☎0570・01・3399)
- 月曜～金曜日(午後7時半～10時半)＝多摩北部医療センター(東村山市青葉町1-7-1、☎042・396・3811)

4月の無料相談

相談内容(定員)	相談日	時間	相談員	予約開始日時	場所	問い合わせ先		
法律相談(各日8人)	1日(水)	午前10時から	弁護士	3月26日(水)	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課☎042・470・7738(4月1日以降のご予約、お問い合わせは福祉総務課相談支援係☎042・470・7749)		
	8日(水)							
	15日(水)							
	22日(水)							
不動産・相続・会社の登記等相談(5人)	1日(水)	午後1時から	司法書士	3月24日(火)	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課☎042・470・7738(4月1日以降のご予約、お問い合わせは福祉総務課相談支援係☎042・470・7749)		
表示登記・土地の境界等登記相談(4人)	午前10時から	土地家屋調査士						
相続・遺言・成年後見等手続き相談(5人)	8日(水)	午後1時から	行政書士	4月2日(水)				
税務相談(5人)	15日(水)	午後1時半から	税理士	4月7日(火)				
人権・身の上相談(4人)	15日(水)	午後1時半から	人権擁護委員	4月9日(木)	市役所2階相談室	各予約開始日の午前8時半から電話で生活文化課☎042・470・7738(4月1日以降のご予約、お問い合わせは福祉総務課相談支援係☎042・470・7749)		
不動産取引相談(5人)	2日(水)	午後1時から	宅地建物取引士	3月26日(水)				
交通事故相談(5人)			弁護士					
年金・労災・雇用・保険・人事管理等相談(4人)	22日(水)	午前10時から	社会保険労務士	4月16日(水)				
女性の悩みごと相談(各日4人)	6日(月)	午前10時～午後7時	女性カウンセラー	3月18日(水)	市商工会館	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター☎042・472・0061		
	13日(月)							
	20日(月)							
	27日(月)							
女性弁護士による法律相談(4人)	3日(金)	午前9時半～午後0時半	女性弁護士	3月19日(木)	市商工会館	各予約開始日の午前9時から電話で男女平等推進センター☎042・472・0061		
経営相談	平日	午前10時半～午後4時半	市商工会経営指導員	前日まで予約可				
耐震相談	10日(金)	午後2時～4時45分	東久留米建築設計協会会員				市役所1階屋内ひろば	施設建設課☎042・470・7756
教育相談※電話相談も可	火曜～土曜日	午前10時～午後5時(滝山のみ水曜日は6時まで)	教育相談員				中央相談室(成美教育文化会館内教育センター)	中央相談室☎042・473・3667
	月曜～金曜日				滝山相談室(西部地域センター内)	滝山相談室☎042・475・8909		
母子・父子相談	開庁日	午前8時半～午後5時	母子・父子自立支援員		児童青少年課(市役所2階)	児童青少年課☎042・470・7736		
身体障害者相談	平日	午前9時～午後5時	身体障害者相談員		さいわい福祉センター	原則、前月末までにさいわい福祉センター☎042・477・2711		
知的障害者相談							知的障害者相談員	
心身障害者(児)相談							さいわい福祉センター支援員	
職業相談	開庁日	午前9時～午後5時	ハローワーク三鷹職員		市役所2階ワークコーナー	直接会場		
住宅増改築相談	9日(木)	午前10時～正午、午後1時～4時	市住宅増改築等斡旋事業登録団体協議会		市役所1階屋内ひろば			
消費者相談	平日	午前9時～午後4時	消費生活相談員		市役所2階相談室	市消費者センター☎042・473・4505		
行政相談	4月は実施しません(次回は5月13日(水)実施予定)						生活文化課☎042・470・7738(4月1日以降は福祉総務課相談支援係☎042・470・7749)	
生活困窮者自立相談	開庁日	午前9時～午後4時	相談支援員		福祉総務課(市役所1階)※4月1日以降は市役所2階	福祉総務課☎042・470・7741(4月1日以降のご予約、お問い合わせは福祉総務課相談支援係☎042・470・7749)		



# 自転車の違反に 交通反則通告制度(青切符)が導入されます

令和8年4月1日から、自転車の交通違反に交通反則通告制度(青切符)が適用されます。これにより、16歳以上の者が行った携帯電話やスマートフォンのながら運転や信号無視、一時不停止等の自転車の反則行為が、重大な事故につながるおそれが高い違反であるとき、実際に交通への危険を生じさせたとき、事故の危険を高めたときおよび警察官による指導警告に従わず違反を行ったときに青切符による処理が行われ、反則金の納付が通告されます。飲酒運転など、特に悪質・危険な違反は、これまでと同様に刑事手続により処理されます。

便利で手軽な交通手段である自転車の利用にあたっては、自身や周りの人の安全のために交通ルール・交通マナーをしっかり守り、安全運転を心がけましょう。

岡田無警察署 ☎042・467・0110 または 市管理課管理調整担当 ☎042・470・7764

表 主な自転車の反則行為と反則金

反則行為	反則金
携帯電話使用等(保持)、ながら運転(携帯電話やスマートフォンの使用)	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反	
横断歩行者等の妨害等	
指定場所一時不停止等	5,000円

## 自転車に乗るときの基本ルール 「自転車安全利用五則」

- ① 車道が原則、左側を通行  
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



## 引越しなどの「手続案内」のサービスを開始しました!

岡行政経営課 ☎042・470・7704

代表的な手続きや持ち物などを簡単に探せる「手続案内」のサービス提供を開始しました。

引越しなどに伴う手続きがわからないという方は、ぜひご活用ください。

市LINE公式アカウントのメニューからご確認いただけます。



市HPでも手続き案内(手続きチェックナビ・手続きチェックリスト)を提供しています。

友だち追加は  
こちらから



市LINE公式アカウント



## 有害ごみに新たに5品目が追加されます

リチウムイオン電池等を含む製品が誤って「燃やせないごみ」などに混入し、発火する事故が全国的に急増しています。

本市では、令和4年7月から特定4品目を有害ごみとして収集していますが、更なる事故防止と分別の利便性向上のため、令和8年4月より新たに5品目を追加し、計9品目を有害ごみとして収集します。

**特定9品目** モバイルバッテリー、電子たばこ、電気シェーバー、電動歯ブラシ、充電式電池、ハンディ扇風機、ワイヤレスイヤホン、スマートフォン・タブレット、掃除機バッテリー

**収集日** 等水曜日(有害ごみ)

**出し方** 戸建て住宅にお住まいの方は、特定9品目のみを透明または半透明の袋に入れて出してください。共同住宅にお住まいの方で、有害ごみ専用回収容器がある場合には容器に直接入れてください。有害ごみ専用回収容器がない場合には特定9品目のみを透明または半透明の袋に入れて出してください。 ※出す際は、端子部分をビニールテープなどで絶縁をしてください。

岡ごみ対策課 ☎042・473・2117



市HP

広告欄 内容については広告主にお問い合わせください